

議案第7号

墨田区立学校設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月4日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区立学校設置条例の一部を改正する条例

墨田区立学校設置条例（昭和39年墨田区条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表墨田区立吾嬭立花中学校の項中「東京都墨田区立花四丁目30番18号」を「東京都墨田区立花五丁目48番2号」に改める。

付 則

この条例は、平成31年9月1日から施行する。

（提案理由）

吾嬭立花中学校新校舎の供用を開始することに伴い、同校の位置を改める必要がある。